

兵庫県運輸業 健保だより

2025
新年号
No.171

あなたの健康づくりを応援します

ホームページに皆さまに役立つ情報を掲載しております。

兵庫県運輸業健康保険組合 検索



<http://www.hyogo-unyu-kenpo.or.jp/>



主 な 内 容

新年のごあいさつ
年間医療費のお知らせ配付のご案内
マイナ保険証利用のスケジュール

あなたが加入している健康保険組合です。
大切なお知らせを掲載しています。ご家族の皆さままでお読みください。

年に1回「年間医療費のお知らせ」を配付しています 2025年2月中旬配付予定

当組合では健康保険制度の健全な運営に資するため、加入員の皆さまへ医療費の確認及び健康や制度に対する意識を深めていただくことを目的に年に1回医療費のお知らせを発行しており、今年も例年通り事業主を通じて「年間医療費のお知らせ」を2月中旬頃に送付いたします。

ただし、通知対象期間は下記のとおりとなりますので、「年間医療費のお知らせ」に反映されていない12月診療分（医療機関から当組合への請求に時間を要するため）につきましては、医療機関発行の領収書から作成した医療費控除の明細書にて申告していただくことになります。

※その他、医療費控除の申告方法等について不明点がある場合は、管轄の税務署まで直接お問い合わせください。
医療費控除の申告をお急ぎの方、又は資格喪失により手元にお知らせがない場合には、従来どおり医療機関発行の領収書にてご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【通知対象期間】

医療機関受診分：2024年1月～2024年11月受診分
療養院等療養費分：2024年1月～2024年11月支給決定分

高額療養費の受給を受けられた方（医療費適用認定証による現物給付含む）は、こちらに金額が表示されます。

2024年1月～2024年11月分		年間医療費のお知らせ		2025年2月〇日		兵庫県労働健康保険組合	
受診者氏名		性別	区分	医療費内訳	自己負担額	自己負担割合	自己負担上限額
太郎 太郎	〇〇診療所	4	5	7460	5222	2238	2238
	〇〇調剤薬局	4	5	2800	2038	870	870
	〇〇療養所	4	6	3700	2598	1110	1110
花子 花子	〇〇調剤	4	6	21700	15108	6510	6510
	〇〇調剤	4	7	4000	2808	1200	1200
	〇〇調剤	4	8	83000	44108	16980	16980
合 計				182760	71932	0	30828

治療を受けた医療機関、日付、回数などに間違いがないか確認しましょう

窓口での支払い額を確認するだけでなく、かかった医療費の総額も把握しておきましょう

組合のシステムの都合上、自己負担額が一部相違している場合もあります。その場合はご自身が支払った費用で申告しましょう!!

マイナポータル上で医療費情報を確認することができます!

マイナポータルでは、マイナンバーカードを利用し、ご自身の医療費情報を確認することができます。またe-Taxでの医療費控除の申告をする際にも利用することができます。マイナポータルから取得した医療費通知情報をそのまま利用できますのでぜひこの機会にご活用ください。

なおマイナポータルをご利用する際にはアプリのインストール並びにマイナンバーカードが必要です。



あけましておめでとーうございます



新年のごあいさつ

兵庫県運輸業健康保険組合
理事長 濱田 長伸

被保険者ならびにご家族の皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、日本経済は昨年の春闘で実に33年ぶりとなる大幅な賃上げが実現し、賃金と物価の好循環へ向けて、希望の光が見えてきたところです。昨秋に発足した新政権には、長く続いたデフレからの完全脱却を目指して、いっそうの取り組みを期待したいところです。また、未曾有の少子高齢化、人口減少に対する対策も最重要課題です。全世代が公平に支え合う持続可能な社会保障システムの構築へ向けて、さらなる施策の早期実現が求められます。

昨年は、パリオリンピック・パラリンピックが開催され、大いに盛り上がりを見せました。プレイキン、スケートボードなど新たに採用された種目では、若い世代が大活躍し、反響を呼びました。わが国が超高齢社会に突入してすでに久しくなります。こうした若い世代が将来にわたって生き生きと暮らせるように、社会が一体となって仕組み

づくりを進めていかなければならないでしょう。私たち健康保険組合を取り巻く環境も厳しさを増しています。ついに団塊の世代がすべて75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者となりました。全国の健康保険組合では、保険料収入に占める後期高齢者支援金の割合が急増しており、健保財政を圧迫しています。後期高齢者医療については、これまでも窓口負担の見直しなどが行われましたが、まだまだ十分とはいえません。

そのような中、健保組合は、昨年4月から第3期データヘルス計画をスタートさせました。データヘルス計画は、レセプト・健診データの分析等を通して、被保険者の皆さまの健康の保持増進を図る事業計画です。第3期では、疾病の重症化予防による医療費の削減に向け、効果的な保健事業の展開を進めてまいります。さらに、第4期を迎えた特定健診・特定保健指導についても、受診率向上に向けて着実に取り組んでまいります。

昨年12月には、健康保険証の新規発行・再発行が廃止となり、医療機関への受診はマイナンバー

カードに一本化（以下、マイナ保険証）されました。従来の健康保険証は、引き続き1年間使用できますが、マイナ保険証ならば、薬剤情報や特定健診の結果などを活用したより適切な医療の提供が可能となるなど、被保険者の皆さまにもさまざまなメリットがあります。マイナ保険証をまだお持ちでない方は、早めの取得・登録をお願いいたします。

本年度は当健保組合が設立（一九三五年四月）して九〇周年の節目の年となります。今後も事業運営の効率化を図りつつ、きめ細かな保健事業を通して皆さまの健康づくりをサポートし、医療費の適正化につなげてまいります。皆さまにおかれましても、日々の健康管理のほか、ジェネリック医薬品の使用や医療機関の適正な利用などを意識して過ごしていただければ幸いです。

最後になりましたが、本年が皆さまにとって幸多き一年となることをお祈り申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。



被扶養者資格再確認のお願い

～健保組合の財政に大きく影響する大切な調査です～

この調査は、被扶養者の適正な認定、被扶養者数を正しく把握することを目的として毎年実施しています。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、調査の趣意をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、事前に個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を行い、前年度の収入状況を確認の上、一次審査を行い、一部の対象者を今年度の調査対象から除外しております。



【マイナンバー制度における「情報連携」】

「情報連携」とは行政機関同士を専用のネットワークでつないで、手続きに必要な情報を共有する仕組みです。情報連携を活用することで、健康保険組合は、加入者に手続きいただくことなく、自治体等から必要な情報を取得できます。

当組合では、検認（再確認）実施を目的に情報連携により、加入者資格及び昨年の被扶養者収入を確認することとしました。

なお、健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として認められており、法令により定められた範囲内で情報を活用します。

被扶養者の収入

被扶養者の収入範囲は、下記のとおりです。

収入とみなされるもの（課税・非課税関係ありません）

- ※1 ● 給与
- ※1 ● 賞与
- 通勤交通費
- 恩給
- ※3 ● 不動産賃貸収入（土地・家屋等）
- 雇用保険法による失業給付金
- 健康保険法による傷病手当金、出産手当金
- 労働者災害補償保険法による休業補償費
- ※2 ● 年金（遺族・障害含む）
- ※3 ● 事業収入（農業・商業・漁業等）
- ※3 ● 投資収入（株式配当等）
- ※3 ● 利子収入（預金等）

収入とみなされないもの

- 遺産相続金
- 株式の売却益
- 出産育児一時金
- 退職金
- 個人年金

※1 給与、賞与とも、税金を控除される前の総支給金額です。

※2 年金は、介護保険料を控除される前の金額です。

※3 事業収入、不動産、投資、利子の収入は、総収入額から必要経費を差し引いた後の金額です。

自営業者の収入

自営業の場合、必要経費を売上から差し引いて収入を算出します。ただし、健康保険の扶養認定では、それなしでは事業が成り立たない必要最低限の直接的必要経費だけが経費として認められます。このため確定申告における所得金額とは異なりますので、ご注意ください。

認められない経費

青色申告控除等の基礎控除、減価償却費、接待交際費、福利厚生費、損害保険料、貸倒金、租税公課など健保が経費として認められないと判断したもの。

定期健診、特定健診、人間ドック 等

健診未受診の人はいませんか？

年度内に必ず受けましょう！

健診で自分の体の状態を知ることは健康づくりの基本です。

自覚症状がないからと健診を受けずにいると、気付かないうちに糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病やがんなどの病気が進行してしまうことがあります。

病気のリスクを早めに察知し、健康を維持するためにも、今年度まだ健診を受けていない人は、早めに申し込みましょう。



40歳以上の被扶養者の皆さま

今年度の初め（5月下旬頃）に特定健診を無料 で受けられる「受診券（セット券）」並びに「レディース巡回健診のご案内」を送付しています。まだ受診されていない方はお早めに受診してください。（有効期限 令和7年3月31日）

※案内がお手元にない場合は再交付しますので、当組合までお問い合わせいただくか、特定健診受診券申請書（一般）をご提出ください。（HPよりダウンロード可能）

（TEL 078-341-4801）



あなたはどちらを選びますか？

健診を受ける 済

1. 病気のリスクが早めに察知できる
2. 病気の芽の早期発見や、早期治療につながる
3. 健康意識が高まり、生活習慣の見直しができる
4. 病気が予防できるので、将来の医療費を減らせる
5. 家族も安心
6. 健康寿命が延びる



OR 健診を受けない 未

1. 病気のリスクに気付きにくい
2. 知らないうちに病気が重症化してしまう
3. 健康意識が薄いまま、悪い生活習慣を継続
4. 病気を予防できず医療費の負担が増大
5. 家族は心配
6. 老後に病気がちになる可能性が！



「健保だより」2024年秋号の掲載内容の誤りと訂正のご案内

令和6年10月に加入員の皆さまのご自宅へ送付しております「健保だより」2024年秋号 No.170におきまして、掲載内容の誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

●該当ページ：(10ページ)

「働く女性のための年代別健康チェック」「がん検診を受診しましょう」
(乳がん検診紹介ページ)

誤：乳がん補助上限額2,000円 → 正：乳がん補助上限額3,000円



ファミリー歯科健診(後期)のご案内



当組合では「治療」から「予防」に視点を向けた歯と口腔の健康づくりに取り組んでおり、近畿総合健康保険組合協議会との共同事業としてファミリー歯科健診を例年(年2回)実施しています。

なお、今年度の後期実施分は差し込みのリーフレットの通りとなっておりますので、この機会にぜひ受診していただきますようご案内いたします。

受診対象者は、当組合に加入されているご本人、被扶養者の方となり、健診費用は当組合が全額負担しますので、受診者の負担はありません。

また利用された方には「歯ブラシセット」をプレゼントいたします。

アイススケート



下記の施設と割引契約を結びました。利用に際しては、「冬期アイススケート利用券申込書」に利用者負担金を添えて、事業所単位(任意継続被保険者は個人)でお申し込みください(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を送付します)

※未使用の利用券につきましては、払戻しはいたしかねますので悪しからずご了承ください。

契約施設名称	住 所	電話番号
神戸市立ポートアイランド スポーツセンター	神戸市中央区港島中町 6丁目12番1号	078-302-1031

※利用料金及び営業時間等については、ホームページでご確認ください。

インフルエンザ予防接種



インフルエンザ予防対策として、予防ワクチン接種費用の一部を補助します。

「インフルエンザ予防接種補助金請求書」をホームページよりダウンロードし、事業所(任意継続被保険者は個人)で取りまとめて請求してください。

- 対 象 者 ワクチン接種日(令和6年10月～令和7年2月末日)に当組合の被保険者又は被扶養者の資格を有する方
- 補 助 金 額 年1回に限り、費用の半額(上限2,000円)
※年2回予防接種している方は、1回分の予防接種のみ補助対象となります。
- 添 付 書 類 ワクチン接種費用の領収書(接種者個々)の写し
- 請求締切日 令和7年3月31日(月)(締切日を超えたとお支払することができません。)